

北九州市社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の導入に伴い、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者で生計が困難である者に対して、利用者負担の軽減を行うことにより、法の円滑な施行並びに介護を必要とする高齢者が安心して介護保険サービスを利用し、もってその有する能力に応じ自立した生活の継続に資することを目的とする。

(利用者負担の軽減を行う法人)

第2条 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人の理事長は、北九州市長（以下「市長」という。）に対してその旨の申出を行うものとする。

2 前項の規定による申出は、社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業申出書（別紙第1号）によらなければならない。

3 市長は、前項の規定による社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業申出書の提出を受けた場合は、内容を確認し、本事業を実施する法人の適否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により決定を行ったときには、社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業実施法人登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するとともに、社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業登録決定通知書（別紙第2号）により、利用者負担の軽減を行う社会福祉法人の理事長に通知するものとする。

5 前項の規定による社会福祉法人は、別表1のとおりとする。

6 本事業の実施期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までの年度単位とし、次年度について本事業実施予定のない社会福祉法人の理事長は、市長に対して社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業辞退届（別紙第3号）により、1月16日から31日までの間にその旨の申出を行うものとする。

7 市長は、前項の規定による社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業辞退届の提出を受けた場合は、第4項に定める登録簿から削除し、社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業登録削除決定通知書（別紙第4号）を当該法人の理事長に通知するものとする。

8 本事業実施について、第6項に規定する辞退の申出がない場合は、自動更新するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市民税非課税世帯であつて、次の各号の全てに該当する者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者とする。

(1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

(2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

なお、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費にかかる利用者負担額について軽減の対象とする。

(対象となるサービス)

第4条 この事業の対象となる介護保険サービスは、利用者負担の軽減を行う社会福祉法人が実施する次の各号のすべての介護保険サービスとする。ただし、(17)

(18)については、自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。

(1) 介護福祉施設サービス

(2) 通所介護

(3) 短期入所生活介護

(4) 訪問介護

(5) 夜間対応型訪問介護

(6) 認知症対応型通所介護

(7) 小規模多機能型居宅介護（短期利用含む）

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(9) 地域密着型通所介護

(10) 介護予防訪問介護

(11) 介護予防通所介護

(12) 介護予防短期入所生活介護

(13) 介護予防認知症対応型通所介護

(14) 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用含む）

(15) 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用含む）

(16) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(17) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業

(18) 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

(利用者負担)

第5条 利用者負担とは、第4条に定めるサービスのうち、介護保険法の規定により定められたサービス費用の負担額（負担割合証に記載された割合）並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額

(申請)

第6条 この事業による利用者負担の軽減制度を受けようとする者は、直接又は別表

1に定める社会福祉法人を經由して、市長に社会福祉法人利用者負担額軽減対象確認申請書(別紙第5号)(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 前項に規定する申請には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市民税非課税世帯であることを証する書類
- (2) 老齢福祉年金受給者であることを証する書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(確認証の交付)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容の審査を行い、対象者を決定する。

2 市長は、前項の審査の結果を社会福祉法人利用者負担額軽減対象決定通知書(別紙第6号)により申請者及び前条に規定する申請書を達した社会福祉法人に通知するとともに、該当すると認めた者に対しては、社会福祉法人利用者負担額軽減確認証(別紙第7号)(以下「確認証」という。)を交付するものとする。

3 確認証の適用年月日は、申請のあった日の属する月の初日とし、有効期限は申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、申請が4月から7月までの間に行われた場合は、その年度の7月31日までとする。

(確認証の提示)

第8条 確認証の交付を受けている者(以下「軽減認定者」という。)が第4条に規定する介護保険サービスを受けるときは、あらかじめ確認証を当該サービスを行う事業者に提示しなければならない。

(軽減の程度等)

第9条 軽減認定者が第4条に規定する介護保険サービスを受けた場合の利用者負担額の軽減の程度は、利用者負担の額の1/4(老齢福祉年金受給者及び利用者負担が軽減されなければ生活保護受給者となる者は1/2)を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市長が個別に決定し、確認証に記載するものとする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

(他施策との適用関係)

第10条 北九州市低所得者訪問介護等利用者負担額軽減事業の対象者にかかる前条の規定による利用者負担の額は、当該事業により軽減された利用者負担の額の1/4(老齢福祉年金受給者及び利用者負担が軽減されなければ生活保護受給者となる者は1/2)とする。

2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利

用者負担額に対し高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。

その際、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護を利用する利用者負担第2段階の者の法第48条第2項第1号に規定するサービス費用の負担額(負担割合証に記載された割合)については、高額介護サービス費により、本事業を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(所得状況の届出等)

第11条 軽減認定者は、毎年6月30日までに、第6条第2項各号に規定する書類を確認証に添えて届け出なければならない。

2 第7条の規定は、前項の届出について準用する。

(確認証の返還)

第12条 軽減認定者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく確認証を市長に返還しなければならない。

- (1) 介護保険の被保険者の資格を喪失したとき
- (2) 第3条に定める対象者の要件に該当しなくなったとき
- (3) 確認証の有効期限に至ったとき

(記載事項変更の届出)

第13条 軽減認定者は、確認証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、確認証を添えて市長にその旨を届け出なければならない。

(転貸譲渡の禁止)

第14条 軽減認定者は、確認証を第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(補助金の交付対象)

第15条 本事業にかかる補助金の交付の対象となる費用は、別表1の社会福祉法人が第5条の規定による利用者負担を軽減した総額(以下「軽減総額」という。)から当該法人が軽減を行わなかった場合の利用者負担収入総額(以下「利用者負担収入総額」という。)の1%の額を控除した額とする。

2 前項に規定する軽減総額については、北九州市を保険者とする利用者にかかる額に限るものとする。

(補助金の交付額)

第16条 補助金の交付額については、前条第1項に規定する額に1/2を乗じて得た額とする。

ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担額を軽減する社会福祉法人については、軽減総額のうち、利用者負担収入総額の10%を越える額について全額助成する。

なお、この助成額の算定については、事業所(施設)を単位として行うこととする。

(交付の条件)

第17条 本事業にかかる収入・支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿・証拠書類は、事業完了後5年間保管しなければならない。

(交付の申請)

第18条 この補助金の交付の申請は、社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業補助金交付申請書(別紙第8号)により市長の指定する期日までに提出することとする。

(交付の決定)

第19条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業補助金交付決定通知書(別紙第9号)によりその旨を通知するものとする。

(事業実績報告書)

第20条 前条に規定する補助金交付決定の通知を受けた社会福祉法人の理事長は、当該事業完了後20日以内に社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業補助金実績報告書(別紙第10号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は平成13年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この事業の対象者とされた者については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、既に交付されている第7号様式による確認証については、改正後の同号様式による確認証とみなす。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(税制改正に伴う特例措置)

平成17年度税制改正(高齢者の非課税限度額の廃止)の影響により、利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇する者については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までに限り、第3条中「市民税非課税世帯」を削り、同条第1号中「150万円」とあるのを「190万円」、第5条中「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのを「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」、第9条第1項中「1/4(老齢福祉年金受給者及び利用者負担が軽減されなければ生活保護受給者となる者は1/2)」とあるのを「1/8」と読み替え、本事業の軽減対象とする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(生活扶助基準等の改正に伴う特例措置)

平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減または特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、第9条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(生活扶助基準の改正に伴う特例措置)

平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減または特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、第9条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(生活扶助基準の改正に伴う特例措置)

平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減または特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、第9条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

(内部留保の再投下に伴う特例措置)

平成27年度及び平成28年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第15条及び第16条に

規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第3条～第14条のとおりとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。